

非自発的失業者に対する 軽減制度が始まりました

4月から、倒産や解雇など自ら望まない形で離職した方（非自発的失業者）の国民健康保険税について、おおむね在職中と同程度の負担となるような軽減措置が始まりました。

■対象者

次のすべての条件を満たす人です。

①平成21年3月31日以降に勤務

先を離職した人
②離職時の年齢が満65歳未満の人

③雇用保険の特定受給資格者または特定理由離職者

※③に該当するかどうかは、雇用保険受給資格者証の「離職理由欄」で確認することができます（上表）。なお、高年齢受給資格者証および特例受給資格者証をお持ちの方は対象となりません。

■軽減額

国民健康保険税算定の基礎となる前年の給与所得を、本来の額の100分の30とみなして税額を算定します。

なお、非自発的失業者本人の給与所得以外の所得や、世帯内のほかの加入者の所得は、本来の額を用います。

■軽減期間

平成22年度以降分が対象となり、離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末までの期間（最長2年間）軽減されます。ただし、平成21

◆保険税軽減対象者の確認方法

雇用保険受給資格者証の「離職理由欄」に、次のコードが表示されている方が対象となります。

	対象となる理由コード
特定受給資格者	「11」「12」「21」「22」「31」「32」
特定理由離職者	「23」「33」「34」

※特定受給資格者…倒産、解雇などの事業主都合により失業した人

※特定理由離職者…雇用期間満了などにより離職した人

◆軽減の対象となる期間

離職日	21年度	22年度	23年度	24年度			
平成21年3月31日 ～22年3月30日	▲	→	22年度1年間				
平成22年3月31日		▲	→	23年度末まで			
平成22年4月1日 ～23年3月30日			▲	→	23年度末まで		
平成23年3月31日				▲	→	24年度末まで	
平成23年4月1日 ～24年3月30日					▲	→	24年度末まで

年3月31日から22年3月30日までに離職した方の場合は、平成22年度分に限り軽減となります。

■申請の方法

軽減を受けるには申請が必要です。印鑑と雇用保険受給資格者証、国民健康保険被保険者証をご持参の上、税務課窓口で申請してください。

※雇用保険受給資格者証を紛失した場合は、公共職業安定所（ハローワーク）で再交付を受けた後に申請してください。

◆申請先・問い合わせ 町税務課 町民税係（☎82-3111 内線112）へどうぞ。

ひとにやさしい駐車場利用証制度

利用希望者は申請を

県では、車いす使用者用駐車場の適正利用を図るため「ひとにやさしい駐車場利用証制度」を始めました。不特定の方が出入りする公共施設には、通常より幅の広い「車いす使用者用駐車区画」が設置されています。しかし、誰が利用できるのか明らかになきまりがなく、また、その駐車区画の利用対象の方であることを判別する方法

もありませんでした。新しい制度では、利用証を発行することで利用対象者であることが誰にも分かるようになります。

申請方法など詳しくはお問い合わせください。

▽利用証の発行対象者 障がい者、要介護者、妊産婦、難病患者で、歩行困難などがあり、車いす用の駐車場を必要とする方。ただし、一部対象外となる場合があります。

▽優先利用ができる場所 左の表示がある駐車場

▽申込用紙の配布先 町健康福祉課、役場各支所

◆申込先・問い合わせ 沿岸広域振興局宮古保健福祉環境センター（☎64-2213）へ。

ひとにやさしい駐車場



この駐車区画はひとにやさしい駐車場利用証をお持ちの方が利用できます。

(施設管理者名)

岩手県

この表示のある駐車場は、利用証をお持ちの方が優先利用できます。